

マックス・ヴェーバーにおける「科学」と「政治」

— わが国における「価値自由」論の展開 —

米沢和彦

1

今からおよそ100年前の1904年、マックス・ヴェーバーは論文「社会科学および社会政策における認識の『客觀性』」を発表した⁽¹⁾。この時期ヴェーバーは、長年にわたって悩まされ続けてきた神経疾患からようやく立ち直り、「プロテスタンティズムの倫理と資本主義の『精神』」を執筆するなど、創作活動のひとつの一峰を迎えた時期でもあった。

妻マリアンネは『伝記』の中でこの精神的な高まりを次のように描き出す⁽²⁾。

「ヴェーバーは今や雑誌のために書く義務と誘惑を感じ、あらゆる障害と動搖にかかわらずやがていろいろのものが生まれてきた。1903年夏についてに『ため息のできるような論文』（ロッシャーとクニース）が書き上げられ、これはまたシュモラ一年報に発表された。1904年初頭彼は新シリーズの第一分冊のために、「社会科学および社会政策における認識の『客觀性』」についての、方法論的な原則論の表明として構想された論文を完成した。さらに空白の一時期のうちにヴェーバーは、以前の農業政策的な関心の領域と具体的な立法の問題を結びつける新しい論文、「プロイセンにおける世

「襲財産問題の農業統計学的および社会政策的考察」に着手し、この論文は初夏に発表された。また同時に、もっとも重要なものの、すなわち「プロテスタンティズムの倫理と資本主義の『精神』」が準備されていた。この労作の第一部はアルヒーフの秋の分冊に発表された。それゆえ、1904年の9カ月という期間のうちにそれぞれ全然異なった分野に属する3編の大きな論文を書き上げ、アメリカでの重要な講演を行ったわけである。

一年前まではまだ彼の上にのしかかっていた無気味な圧迫はこうして徐々に除かれていった——雲の合間から時々大空が姿を見せ、その空には創造者の星々があらたかに輝いていたのである。」

このように、この「客觀性」論文は、後期ヴェーバーの出発点となり、一連の method 論に関する諸論稿の中核をなすものであった。そしてそれは同時に、「科学」の名において特定の政治的立場を代表するシュモラー等の「ドイツ学者政治」（「御用科学」）との決別を意味するものでもあったのである。

では、ヴェーバーにおいて「科学」と「政治」の関係はどのように捉えられていたのであろうか。またその中心概念をなす「価値自由」論は、いわゆる「価値判断論争」の中でどのようにして確立されていったのであろうか。さらに、「ヴェーバーの著作の中でこれほど論じられ、誤解され、冷笑されたものはない」⁽³⁾といわれるこの「価値自由」論は、どのようにしてその「誤解」から解放され、正しい理解へと乗り越えられていったのであろうか。とりわけ、わが国の「価値自由」にかんする論争はどのような形をとって展開されたのであろうか。

(1) Max Weber, *Die Objektivität sozialwissenschaftlicher und sozialpolitischer Erkenntnis*; in Gesammelte Aufsätze zur Wissenschaftslehre, 4auf. J.C.B.Mohr, Tübingen, 1973, ss. 146-214. 富永祐治・立野保男訳、折原浩補訳『社会科学と社会政策にかかる認識の「客觀性」』岩波文庫、1998年。出口勇蔵訳「社会科学および社会政策の認識の『客觀性』」『完訳 世界の大思想1 ウェーバー』河出書房新社、1982年、3-93ページ。

(2) Marianne Weber, *Max Weber. Ein Lebensbild*, Tübingen 1926, s.291-2. 大久保和郎訳『マックス・ウェーバー』みすず書房、221-2ページ。

なお、ここで述べられている講演とは、アメリカ旅行中にセントルイス行った「過去および現在におけるドイツの農業事情」と題する講演である。この講演の様子についてマリアンネは次のように書いている。「6年ぶりで彼がふたたび熱心に耳を傾けている聴衆の前に立つのを見たときの私の心の裡は、あたにも想像していただけるでしょう！大変おちついでしかも力強く、見事な話しぶりでした。講演はアメリカ人の興味をひく政治的な急所がいろいろあって、形式内容ともにすばらしいものでした。」(Ibid., s.303. 大久保訳230ページ)

- (3) Paul Honigsheim, *Max Weber als Soziologe. Ein Wort zum Gedächtnis*, in: Max Weber zum Gedächtnis, hrsg. von R. König und J. Winckelmann. Kölner Zeitschrift für Soziologie und Sozialpsychologie, Sonderheft 7, 1963, s.84.

2

ヴェーバーの客觀性をめぐる論争は、主として「社会政策学会」を中心に、「価値判断論争」という形をとつて展開された。そしてその批判の矛先は、学会の支配的な見解、とりわけその代表者であるシュモラーに対して向けられていた。そこで、ここではまず、その舞台となった「社会政策学会」からみていくことにしたい。

この「社会政策学会」(Verein für Sozialpolitik)は1873年10月に正式に発足したが、それは普仏戦争後のドイツ資本主義の発達とともに発生した社会問題・労働問題の解決を緊急の課題として創設されたものであった。そしてその特色はこれらの問題を社会改良の見地に立ち、社会政策を通して解決しようという点にあった。

創設者の世代は次の二つのグループに類型化できる⁽¹⁾。第一のグループは「保守派」で、シュモラーを代表としヴァーグナーら多数派を占め、その基本は「国家救助」の社会改良方式であった。第二のグループは「自由派」でブレンターノ、ヘルクナーらの少数派で、基本的には「自助」の社会改良方式であった。ヴェーバー、ゾンバルト、ナウマンらの第二世代もこの派に属すると考えられる。

ところで、シュモラーにおける最大の問題は「所得と財産の増大する不平等」をどう解決するか、すなわち「分配」の不平等の是正の問題であった。したがって、シュモラーの社会政策の論理は「分配関係の倫理化」、換言すれば「分配的正義」によって基礎づけられていた。そしてこのシュモラーの「分配的正義」の観念は「風習と法」によって倫理化されており、この観念に基づく価値判断は、たんに個人的・恣意的なものではなく、まさに社会的・平均的なもの、すなわち「客觀性」を有するものである。こうしてシュモラーは「風習的価値判断」の名によって、価値判断の「客觀性」を主張したのである。

このように、シュモラーの方法論は、「風習的進歩」への樂観的な信仰に支えられた価値判断の「客觀性」という見解であり、ひとは「風習的価値」を信じ、安住すればこと足りるとされたのである。これに対し、ヴェーバーのいう主体的価値判断はこれと真っ向から対立するまったく異質のものであった⁽²⁾。

ところで、ヴェーバーの「客觀性」論文は、1904年1月の『社会科学・社会政策アルヒーフ』第19巻第1号に掲載された。この雑誌はもともと『社会立法・社会統計アルヒーフ』と称し、実践的性格の強いものであったが、19巻よりゾンバルト、ヴェーバー、ヤッフェの共同編纂に移され新シリーズとしてスタートした。この新たな『アルヒーフ』は、『旧アルヒーフ』との継続性を保ちつつ、その「諸言」にみられるごとく、次の2点、すなわち、(1)「資本主義発展の一般的な文化意義の歴史的・理論的な認識」という認識論の問題、(2)「理論」と呼ばれる研究形式、すなわち明晰な概念の確立、この2つを重視していたのである。そしてこのような編集方針に沿い、ヴェーバーは、方法論の世界で自らの立場を鮮明にするために執筆されたのが、この論文であった。

この「客觀性」論文は、2つの部分から成り立っているが、原注にも示されているとおり、I部は編纂者3人の共通の見解であり、II部はヴェーバー個人の責任において執筆されている。3人の編集上の一一致点は、(1) 経験科学は特定の世界観から価値判断を生み出すことができるという見解を拒否する。(2)しかし、そうした価値判断を科学的討論から排除せよとは主張しない。(3)問題はむしろ、理想や価値判断にかんする科学的批判とは何を意味し何を目的とするのか、という点にある。

ヴェーバーはいう⁽³⁾。

「経験科学は誰に対しても、なにをなすべきかを教えることができない。
ただ、なにをなしうるか、場合によってはその人がなにを欲しているか、
を教えることができるにすぎない。」

しかし、ここで示された基本的な考えは、「ひどい誤解」すなわち、「経験科学は人間の主観的評価を対象として取り扱うことができない」、という誤解にさらされることとなった。それゆえ、「認識」と「評価」の自覚的な区別というヴェーバーの「価値判断」論、すなわち「ヴェルトフライハイト」論の展開は、いわばこの「誤解」との闘いでもあったのである。

(1) 大河内一男は右派（ヴァーグナー）、左派（ブレンターノ）、中間派（シュモラー）という三派分類をとっている（大河内一男『独逸社会政策思想史』（上）青林書院新社、1968年）。これに対し中村貞二は、この二分法をとっている。詳細については、中村『『価値自由』の意味——マックス・ヴェーバーのシュモラ批判——』同著『増補マックス・ヴェーバー研究』未来社、1999年、43-46ページを参照のこと。

なお、ドイツの社会政策に関する精緻な優れた研究として、つぎの二つがある。山田高生『ドイツ社会政策史研究』千倉書房、1997年、および木村周一朗『ドイツ福祉国家思想史』未来社、2000年。また、シュモラーに関する本格的な研究としては、田村信一『グスタフ・シュモラー研究』御茶の水書房、1993年がある。

(2) 中村同上書、51-59ページ。

(3) *Die »Objektivität« usw., op.cit., s.151* 折原補訳35ページ。

ところで、ヴェーバーの「ヴェルトフライハイト」論は、わが国においても「価値判断の排除」＝「没価値性」として長きにわたって誤読・誤解されてきた。ここでは、わが国における「ヴェルトフライハイト」理解の歴史的変遷を

3人の代表的研究者、すなわち、出口勇蔵、安藤英治、中村貞二の3教授の諸説にもとづいて整理し、その流れを確認することにしたい。

(1) 出口勇蔵のばあい

戦前、尾高邦雄、大河内一男等は「ヴェルトフライハイト」に「没価値性」という訳語をあて、「価値判断の排除」という立場を取ってきた⁽¹⁾。戦後この立場を継承しつつ、新たに「没評価性」という訳語によって、ヴェーバーの方法論を「政策認識における実践からの後退」もしくは「技術論的頽廃」として、ヴェーバーの方法論に対して否定的な持論を展開したのが出口勇蔵である⁽²⁾。

出口の主張の要点をまとめると次のとおりである⁽³⁾。出口によれば、「特定の世界観や人生観および政治的実践的立場とは無関係になっていることが要求されるような主觀」が経験科学の先驗的な前提のひとつだという。したがって、このように認識の主觀が没評価 (wertfrei) という性格をもつものであるから、それによって行われる認識もまた当然に価値評価から離れたものでなくてはならない。しかし、これはただちに経験科学の認識から実践的な命題を拒否することを意味しない。出口によれば、それは次の二つの意味を持つという。すなわち、(1) 経験的事実に照らしてみて、経済政策のばあい様ざまな「価値基準」——たとえば労働者の利益、地主の利益、国家の利益など——があるが、それらのひとつを採用するとして、その場合にはいかにしてその目的を達成するのか、という命題をかかげうる。(2) それとは逆に、個人が政策的認識として考えているものは、科学的にみるとどういう価値基準にもとづいたものか反省させる役目をそれは持っている。すなわち、「価値基準」とは「価値理念」 (Wertidee) の実践的な現れにはかならないから、その政策を立てようとしている人が、どういう価値理念を信奉しているかということを自覚させることになる。そしてつぎのように総括する⁽⁴⁾。

「この二つの意味以上に実践的・評価的な意味を政策的認識に認めようとするならば、それは経験科学の先驗的的前提を裏切る自己欺瞞にはかならない。そして政策的認識にたいするこの要請がヴェーバの『没評価性』の理

論なのである。この理論は、あたえられた目的に対する手段の適合性のみを論じ、その目的の採用すべきかどうかを問うことをしないのであるから、政策としては、技術的なものだけが生まれるのであって、それらは本当の意味で実践的なものとなることはできない。政策学は、さまざまな目的に応じてさまざまの有効度の差異をもってほどこしうる、およびほどこしえない政策を並列的に陳べることに尽きるのであって、それらのいずれをとるべきかは、経験科学の教えるところではないとされるのである。」

(2) 安藤英治のばあい

この「実践後退説」と「技術論的頽廃」という出口理論に対して真正面から反論し、この「ヴェルトフライハイト」に「価値自由」という新しい訳語をあて、「没価値性」「没評価性」の誤読から解き放ったのが安藤英治である⁽⁵⁾。

まず安藤によれば、出口には「因果」と「意味」の混同があるという⁽⁶⁾。すなわち、この「ヴェルトフライハイト」の概念が現れてくる因果過程とこの概念の意味内容とは、明確に区別しなければならないのに、出口はこの「因果」と「意味」を混同し、ヴェーバーが「実践的活動から書斎に引き退つたことを契機として方法論文が作られてゆくことになった」という因果関係をもつて「ヴェルトフライハイト」を「没価値」であり「実践後退」であると見誤った、と指摘する。また、出口は「ヴェルトフライハイト」の二通りの意味を理解せず、ヴェーバーが批判した没価値性論者（似而非没価値性論者）の側に立ち、「ヴェルトフライハイト」を一面的にのみ解釈した、という。

では、この二通りの意味とはどういうことであろうか。安藤の説明に耳をかたむけることにしたい⁽⁷⁾。

安藤によれば、ヴェーバーにおける「客觀性」と「ヴェルトフライハイト」は同一の問題性の表と裏である。つまり、「ヴェルトフライハイト」の二通りの意味は「客觀性」の二通りの解釈と完全に照応している。すなわち、(1)「客觀性」を「主觀に無関係な」、あるいは「主觀を越えた」という意味に解する場合には、「ヴェルトフライハイト」は当然に「価値を離れた」または「価値に関係のない」という意味に用いられる（出口のいう「没価値性」＝「没評価性」）。

しかしウェーバーのように「客観性」が主観的前提のもとに成り立つと考える場合には、(2)「ヴェルトフライハイト」とは、価値理念や価値判断ができるだけ鮮明にさせることによって、それを自覚的に自己統制することを意味する。したがって、この場合「ヴェルトフライハイト」とは価値を「離れ」たり「没する」ことではなく、価値を持ちながらそれに「囚われない」、そして「囚われない」という意味において「自由」な態度を指すことになる。

安藤はいう⁽⁸⁾。

「私が描こうとしたものは、まさにこの意味における『自由な精神』であった。けだし、これこそがウェーバーの学問精神の中核をなすものだから。だとすれば、ウェーバー自身の立場を『没価値』あるいは『没評価』と訳すことは論理的に誤っていることになろう。それはまさしく『価値自由』でなければならない。

ウェーバーの意図したことは、『客観性』の場合同様、まさしく『没価値性』の意味転換による『価値自由』の提唱であった。従来のわが国におけるウェーバーの批判者で、『ヴェルトフライハイト』(および客観性)のこの二重性を知る者はただの一人もいない。ヴェルトフライハイト即実践後退という見解は、まさにウェーバーが批判していることをウェーバー自身の主張と思い込む錯覚というべきであろう。」

このように「価値自由」とは、主体性の論理である。換言すれば、事実認識と価値判断を峻別しうるということは、主体性の強さの表現にほかならない。かくて、「価値自由」論は、主体性の論理として認識論の次元で従来の「没価値性」(「没評価性」)の誤解から解き放たれたのである。

(3) 中村貞二のばあい

ところで、安藤のこの解釈を継承しつつ、さらに実践論の次元、とりわけ政治的実践の次元で、この「価値自由」論に「価値への自由」という新しい息吹をふきこんだのが中村貞二である⁽⁹⁾。

中村によれば、「ヴェルトフライハイト」とは、社会科学の認識における価値判断の「排除」なり「断念」なり「放棄」を意味するものではない。「客觀性」は主觀的的前提のうえにたって初めて成り立つものであり、恣な価値判断を抑制できる「自由な精神」こそが「ヴェルトフライハイト」にほかならない。こうして、恣な「価値判断からの自由」というネガティブな側面と、認識の「前提」としての価値理念と価値観点を「主体的に選びとる自由」というポジティブな側面とが「価値自由」という一個の言葉で表現されている、という。

中村はいう⁽¹⁰⁾。

「認識論は実践論のどだいを踏まえて初めて意味をもつ。比喩を使えば、『からの自由』は『への自由』があつて初めて積極的な意味を担うことができる。しかし、この『への自由』は、さらに別の種類の内容をもつもの『からの自由』という要求を予想させる。主体的な価値追求『への自由』は、当の主体の自由を阻むものとの対決なしには考えることができない。そしてこの自由を阻むものがヴェーバーをとりまく思想世界であり、このものの『からの自由』があの主体的な『への自由』の論理的的前提をなしているのである。 - - - 社会通念『からの自由』、支配的思想『からの自由』という要求が、『価値自由』の要求の根底にあるものなのである。」

さらにいう⁽¹¹⁾。

「ヴェーバーの『価値自由』論は、価値判断の『主体性』の見方を根底に、『社会通念』への無自覚なもたれかかりを峻拒して、この癒着した学問と政治を、ふたつながら解放することを企てるものであった。学問と政治とは、たがいに実らせあいつつ自立化することが期待された。学問と政治の真実化である。すなわち、学問をば御用科学から批判科学へ、政治をば無主体・無責任の政治から主体的責任に裏打ちされた政治へと転換させること、これが『価値自由』の思想にもとづく「解放」の事業の意図したところであった。」

以上、出口、安藤、中村の三教授の所説を紹介しながら「ヴェルトフライハイト」のわが国における理解の変遷をみてきた。戦前から出口理論に至るまでの「没価値性」（「没評価性」）は、安藤の「主体性の論理」「価値からの自由」、すなわち「価値自由」という新しい訳語によって、誤読と誤解から解き放たれた。そして、この安藤の「価値からの自由」をさらに発展させ、「価値への自由」という積極的側面を強調することによって、「主体性の論理」とともに「抵抗と創造の思想」として指定したのが中村であった。

- (1) 大河内前掲『独逸社会政策思想史』(下)、1969年、66-211ページ。
- (2) 出口勇蔵『ウェーバーの経済学方法論』ミネルヴァ書房、1964年。なお、「没評価性」という訳語について、出口は次のようにいう。「Wertfreiheit にたいしては、これまで、没価値性と価値自由性との二つの訳語があてられてきた。前者の方が発音しやすいが、その中の価値の字には Wertung とか Bewertung とかいわれる人間の実践的判断作用ではなくて、存在としての価値のひびきが強いから、訳語としてふさわしさを欠いている。後者の方はよみやすさに難点があり、価値の語に誤解を招くひびきがあること、前者と同様ではあるが、自由の語の方が没の語よりも、日本人としては、新鮮な感じを与えるようである。私には奇をてらう気持ちはないけれども、価値の代わりに評価の字を用いたいし、没の字も、中国語風に否定の意味に解する慣行がわが國にできてもよいと思うから、それを採用するとして、没評価性の語をあてることにした。」(177ページ)
- (3) 同上書、61-93ページ参照。
- (4) 同上書、90ページ。
- (5) 安藤英治「マックス・ウェーバーにおける『主体』の問題」同著『マックス・ウェーバー研究』未来社、1965年、87-113ページ。
- (6) 同上、87ページ参照。
- (7) 同上、88-89ページ参照。
- (8) 同上、89ページ。
- (9) 中村前掲『増補 マックス・ウェーバー研究』、および同著『ウェーバーとその現代』世界書院、1987年。
- (10) 中村『増補』、42ページ。
- (11) 同上、154-5ページ。

4

以上のようなわが国における「ヴェルトフライハイト」論の変遷を念頭におきつつ、ヴェーバー自身における「価値自由」論の展開をいま一度詳しくみていくことにしたい。

この「価値自由」論は、1895年5月のフライブルク大学での教授就任講演「国民国家と経済政策」においてすでにどっしりと定礎されているのであるが、明確な形をとつて現れたのはこの1904年の「客観性」の論文においてであった⁽¹⁾。

その後、ヴェーバーは持ち前の情熱と責任感とによって東奔西走して進水させた「社会学会」で「価値自由」を主張する一方⁽²⁾、1911年10月の「社会政策学会」ニュルンベルク大会において、「価値自由」の問題が委員会で討議されるよう提案を行つた。これをうけて、1912年12月、議長のシュモラーは、委員会のメンバーに対し「回状」を発送して、遅くとも1913年4月1日までに「科学と価値判断」に関して意見を提出するよう要請した⁽³⁾。そのさいシュモラーは、論究すべき問題点として次の4点を明示した。すなわち、

- 1、国民経済学における倫理的価値判断の位置
- 2、発展傾向と実践的評価との関係
- 3、経済政策・社会政策の目標
- 4、一般的な方法論的原則と大学教育の使命との関係

そこでヴェーバーはさっそく筆をとり書き下ろしたのが「社会政策学会委員会における価値判断のための所見」(Gutachten zur Werturteilsdiskussion im Ausschuss des Vereins für Sozialpolitik)である。(これは1917年にヴェーバー自身によって手が加えられ、「社会学・経済学における『価値自由』の意味 (Der Sinn der »Wertfreiheit« der soziologischen und ökonomischen Wissenschaften) として公刊。以下、1913年のものを『所見』と略記)

ヴェーバーは、まずシュモラーの4つの問題提起のうち、大学論、すなわち大学の講義における実践的評価の問題について論究する。彼によれば、「大学の講義のなかで実践的評価を行つてよいかどうか」「行わずにいられないかどうか、あるいは行うべきかどうか」、こういう評価に制約されるため決着つけ難い問と、

「社会学や経済学のような経験的学科のために評価が果たす役割についての純粹に論理的な問題」、このふたつは「どんな仕方であれ絶対に混ぜ合わせてはならない」ものであった。ヴェーバーは、シュモラーの問い合わせに対して、両者の混同を厳しくいましめる。

ヴェーバーはいう⁽⁴⁾。

「ある科学のこの種の評価からの『自由』という問題、すなわちこの論理的原則の妥当ならびに意味の問題と、次の問とは、どうみても同じ問題ではない。本論に入るに先立って、このまったく別の問題をかんたんに論じておきたい。こうである。はたして大学の授業において、倫理的原則なり文化的理想なり世界観なりに根拠をもつ実践的評価は、これを『公言』すべきか否か。これは科学的討論の題目とはなりえない問である。問そのものが実践的評価にまったく依存しており、依存していればこそまた決着のつけようがない問だからである。」

こうして、「教壇禁欲」と「価値自由」の関連に決着をつけたヴェーバーはさらに論を進める。ヴェーバーによれば「いつ果てるともしれない誤解、まことに不毛な論争」がこの「価値判断」なる言葉につきまとう。そして繰り返し次のようなひどい誤解、すなわち「経験科学は人間の主観的評価を対象として取り扱うことがない」という主張がまかり通っている。これはとんでもないことで、問題はただ次のような、それ自体しごく当たり前の要求なのである。すなわち⁽⁵⁾、

「研究し発表する者は、経験的事実（この人の研究した経験的人間について、この人が確定した「評価的」行動をふくむ）の確定と、この人自身の実践的に評価する態度——すなわち、この事実（研究の対象とされた経験的人間の「評価」をふくむ）についてよいとかよくないとか判断する態度、この意味で「評価する」態度——とを、きびしく区別すべきである。この二つはともかく異質の問題だから、とこのように言う要求である。」

ヴェーバーによれば、この「経験的事実の確定」と「実践的に評価する態度」との厳密な区別、すなわち、「価値自由」の方法態度にもとづいてのみ、人間の「主観的」評価、あるいは実践的＝政治的問題を、学問の名において討論し、「理想や価値判断を学問的に批判する」ことがはじめて可能となる、という。そして彼はこの種の討論を「価値討議」(Wertdiskussion)、もしくは「評価討議」(Wertungsdiskussion)と呼んだのである。まさに「社会政策学会」や「社会学会」におけるヴェーバーの主張は、「学問」と「政治」とのかかわり方、すなわち「価値討議」の視角からの「価値自由」の原理的な考え方の表明であったのである。

こうしてヴェーバーは、社会政策学会および社会学会で展開した「価値討議」の問題へとさらに論を進める⁽⁶⁾。彼はまず「理解的説明」は科学にとってきわめて重要である、と主張する。それは第一に、人間行為の実際の究極的動機を知るためにする行為の経験的な因果考察という目的にとって。第二に、(実際に、または外見上) 評価を異にする人と討議をする場合、実際にあい対立する評価的立場を確定するために。そして、この第二の場合こそ「価値討議」が「ほんらい意味する」ものである、という。すなわち、「議論の当事者同士がたんに外見上ではなく実際に依拠しているところの価値を掴むこと、そしてこの後この価値に対してなんらかの態度をとれるようにしむけること」、これが「価値討議」のほんらいの意味である。したがって、経験的議論における「価値自由」の立場からすれば、「評価にかんする討議は不毛」であるとか、「無意味」であるなどということは絶対にない。むしろ「そういう評価をめぐる討議の意味の認識」こそ、このような議論の前提である、というのである⁽⁷⁾。

かくてヴェーバーは、「討議に参加している人びと自身の『実践的評価』」にかんする討議の意味を次のようにまとめあげる。

- (1) そこからくいちがう意見が生まれてくる究極の、内的に「首尾一貫した」諸価値公理を取り出すこと。
- (2) ある究極の価値公理が、そしてそれのみがある実態の実践的評価の基礎にあるとすれば、この価値公理から出てくるはずの、評価的態度にとって

の「諸帰結」を演繹すること。

(3) ある問題に対する実践的な評価的態度を実際に貫いたさい、出てくるはずの事実上の諸結果を確定すること。第一に、どうしても必要な特定の手段に結びつくことから出てくる諸結果。第二に、もともと欲したものではない副次結果が避けられないことから出てくる諸結果。

この3つである。ヴェーバーによれば、実際の「価値討議」の中で討論の参加者は、ある具体的な「評価」(たとえば政策の「目的」)に対応して、一方には「究極の価値公理」(たとえば世界観的基本立場)を取り出し、他方には「事実上の諸結果」(たとえば「手段」と「副次結果」)とを確定することができる。そしてこのような方法論上のメカニズムを自覚し、おのれ自身の評価に囚われることのない個人にしてはじめて、他者の評価に無主体的に同調することもなく、まさに「価値自由」な討論を行うことができる、というのである。それゆえ、このような形での「価値討議」は「無意味であるどころか」、その「意味はすばらしく大きな」ものとなる。なぜなら、実践的評価の討議が正しい場所で正しい意味で行われるならば、「その効用は、討議の結果生じうる直接の『産物』に尽きるものではなく」、むしろ、このように正しくなされる「価値討議」は、「経験的な研究を刺激して、きわめてながく続く有益な作用」を及ぼし、「研究の問題を設定するよう働く」ようになるからである⁽⁸⁾。

かくてヴェーバーは『所見』のなかで、「価値討議」の視角からの「価値自由」論を定式化し、学会討論における科学の寄与と役割、ひいては「政治」と「科学」の関係を明確に宣言することができたのである。

以上述べてきたとおり、「ヴェルトフライハイト」に関する研究は、その「訳語」と「概念」をめぐって、長い間わが国におけるヴェーバー研究の中心課題のひとつであった。

出口に代表される「没価値性」(没評価性)は、安藤の新しい「価値自由」という訳語と「主体性の論理」の主張によって否定され乗り越えられた。さらに中村は、認識の次元における「価値からの自由」を実践論の次元で論究し、「価値への自由」という「抵抗と創造の思想」として措定した。

「価値自由」とは、社会科学の認識から価値判断を排除することではない。認識の対象から「排除」しようとすれば、社会科学の対象は消えてしまう。認識の主体から「排除」しようとすれば、その主体は幻の中立者となってしまう。「無定見」ということと科学上の『客観性』との間には何の内的親近性もないこと、「中間派は、髪の毛一筋ほども科学的真理に近づいてはいない」ことは、ヴェーバーが繰り返し主張した点である。より具体的に言えば、シュモラー的な「中道」の立場が科学的真理をけつして意味しないこと、これである。

つまり、「価値自由」とは認識の主体から価値判断を排除することではなく、政治的、宗教的等々の価値判断の恣な働きを抑えることである。すなわち、事実認識・事実判断を価値判断から厳しく区別すること、換言すれば「認識」と「評価」を区別して堅持する（*auseinanderhalten*）ことにはかならない。

さらにヴェーバーにそくして言えば、冷静な認識主体と強固な思想=行為主体は一体でなければならない。そうでないときほど、事実判断と価値判断の混同が起こりがちであり、「科学」と「政治」とは野合して「御用科学」と「学者政治」が生まれることになる。ヴェーバーの「知的誠実」と彼の市民的政治感覚は、こうした混同を断固として「排除」したのである。

かくて、ヴェーバーの「価値自由」論は、初期の『国民国家と経済政策』を出発点として、『客観性』とそれに続く『価値自由の意味』の諸論攷をへて晩年の『職業としての学問』に至るまで、彼の学問体系の基本をなす一本の大きな導きの糸にはかならなかった。

「科学」に固有の論理としての「価値自由」「知的誠実」、「政治」に固有の論理としての「責任倫理」、これらの概念によって示された「科学」と「政治」をめぐる省察は、「学者ヴェーバー」と「政治家ヴェーバー」という緊張の『生』を生きた人間ヴェーバーにとって、まさに究極かつ不可欠の営為にはかならなかつたのである⁽⁹⁾。

(1) 中村「『価値自由』の定義」前掲『ヴェーバーとその現代』、45-75ページ。

(2) 社会学会の成立については、次のものを参照せよ。米沢和彦『ドイツ社会学史研究』恒星社厚生閣、1991年。

- (3) Franz Boese, *Geschichte des Vereins für Sozialpolitik 1872-1932*, s.145.
- (4) *Der Sinn der Wertfreiheit* (der soziologischen und ökonomischen Wissenschaften). 1917, in: *Wissenschaftslehre*, s.489. 中村貞二訳「社会学・経済学における『価値自由』の意味」前掲『完訳 世界の大思想 ウェーバー』、299ページ。
- (5) Ibid., s.500 中村訳311ページ。
- (6) Ibid., s.503 中村訳315ページ。
- (7) Ibid., s.510 中村訳322-3ページ。
- (8) Ibid., s.511 中村訳324ページ。
- (9) ヴェーバーの「科学」と「政治」の関係について、シュルフターも次のようにいう。

「科学と政治の関係についてのヴェーバーの構想が、方法論的・倫理的な観点からはハーバマースの決断主義モデルに符号するとみるのが無理だとしても、二つの領域の制度的固定化にかんするヴェーバーの観念、科学と政治という部分システム同士の自律性と相互関係についての彼の規定は、それでもなおそうした分類を正当化するであろう。ヴェーバーの政治的信条告白が、科学を通じて政治を実践的に左右しようとする願望を表明しているとしても、近代のアンシュタルト国家を形成し、伝統的勢力の政治的収用ののち、正当な物理的強制装置の独占的操作を選挙のチャンスに結びつける社会、科学によっても規定されるそうした社会の制度的構造にかんする彼の観念は、こうした願望をまったくの空想にしてしまうだろう。マックス・ヴェーバーにおける科学と政治の関係を分析するばあい、方法論的・倫理的な関連の吟味にとどまっていてはならない。ヴェーバーが胸中に思い描いた制度的な手筈まで推しあはってみなければならぬのである。」(W.Schluchter, *Rationalismus der Weltbeherrschung. Studien zu Max Weber*, Suhrkamp Verlag, s.61, 1980. 米沢・嘉目訳『現世支配の合理主義』未来社、1984年、122ページ)。

また、次のものも参照せよ。牧野雅彦『責任倫理の系譜学—— ウェーバーにおける政治と学問 ——』日本評論社、2000年。